

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和3年4月6日(火) 参・法務委 豊田 俊郎 議員(自民)  
問 本法律案の概要について、法務大臣に問う。

〔改正の趣旨〕

- この法律案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもの。

〔本法律案の内容〕

- 具体的には、まず、事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員のワークライフバランス推進を図るため、裁判所書記官を2人、裁判所事務官を39人それぞれ増員。
- 他方において、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、技能労務職員等を58人減員。
- 以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少しようとするもの。」

(注) 58人減員する技能労務職員等の内訳は、  
技能労務職員25人  
速記官2人  
事務官31人  
である。

なお、技能労務職員とは、庁舎の清掃や警備、電話交換といった庁舎管理等の業務や各種自動車の運転等の業務を行っている職員を指す。

【責任者：司法法制部司法法制課 丸山課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

令和3年4月6日(火) 参・法務委 伊藤 孝江 議員(公明)

1問 家事調停事件における調停委員会の評議の重要性に照らすと、評議をより充実したものにすることを可能とすべく、裁判官の増員等の人的体制の更なる充実を図ることが重要と考えるが、法務大臣の所見を問う。

[前提—評議充実は重要と認識]

- 家事調停事件における調停委員会の評議は、当事者の感情的対立を理解しつつ、社会的な良識を反映させた合意による紛争解決を目指す上で重要な役割を果たしていると認識。
- 評議の重要性に照らすと、評議をより充実したものにすることもまた重要と思料。

[結論—裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応]

- 他方で、(御指摘の)裁判官の増員等の裁判所の人的体制の整備の在り方については、事件の動向等、その時々の裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、最高裁判所において不斷に検討されるべきものと認識。
- 法務省としても、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応してまいりたい。

(参考) 逐条解説家事事件手続法

家事調停の手続においても、家事調停事件が係属している手続法上の裁判所(調停裁判所)が存在するが、家事調停は当事者間の話し合いを通じた合意による紛争の解決を目指す手続であるから、そこでは、当事者の感情的対立を理解しつつ、社会的な良識を反映させた合意の内容となるようになることが望ましい。

(参照条文)

- 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)

(調停事項等)

第二百四十四条 家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件（別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）について調停を行うほか、この編の定めるところにより審判をする。

(調停機関)

第二百四十七条 家庭裁判所は、調停委員会で調停を行う。ただし、家庭裁判所が相当と認めるときは、裁判官のみで行うことができる。

2 家庭裁判所は、当事者の申立てがあるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

(調停委員会)

第二百四十八条 調停委員会は、裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織する。

2 調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所が各事件について指定する。

3 調停委員会の決議は、過半数の意見による。可否同数の場合には、裁判官の決するところによる。

4 調停委員会の評議は、秘密とする。

(調停委員会が行う家事調停の手続の指揮)

第二百五十九条 調停委員会が行う家事調停の手続は、調停委員会を組織する裁判官が指揮する。

【責任者：司法法制部司法法制課 丸山課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

令和3年4月6日(火) 参・法務委 伊藤 孝江 議員(公明)

2問 家事調停事件についての当事者の納得感、手続の迅速性を高めるという観点からは、現状、裁判官は不足しているというべきであり、裁判官を増員すべきではないか、法務大臣の所見を問う。

〔前提—当事者の納得感や手続の迅速性を高めることは重要〕

○ (委員御指摘のとおり,) 家事調停事件において、当事者の納得感、手続の迅速性を高めることは重要と認識。

〔結論—裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応〕

○ (先ほども申し上げたとおり,) 裁判官の増員という裁判所の人的体制の整備の在り方については、事件の動向等、裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、最高裁判所において不断に検討されるべきものと認識。

○ 法務省としても、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応してまいりたい。

〔責任者：司法法制部司法法制課 丸山課長 内線████ 携帯████〕

(対大臣・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

令和3年4月6日(火) 参・法務委 伊藤 孝江 議員(公明)

3問 家事事件手続において、家庭裁判所調査官が子どもの思いを適切に聴取し、調停等に反映させることの重要性からすれば、より多くの事件に家庭裁判所調査官が関与できるよう、家庭裁判所調査官を増員すべきと考えるが、法務大臣の所見を問う。

[家庭裁判所調査官の果たす役割は重要]

○ 家庭裁判所調査官は、行動科学の専門的見地から、子どもの意向や心情を分析し、子どもの福祉にかなう解決に向けた方策を検討して裁判官に報告するなど、家事事件手続において重要な役割を果たしているものと認識。

[裁判所の体制整備は最高裁判所の判断事項]

○ (御指摘の)家庭裁判所調査官の増員等の裁判所の人的体制の整備の在り方については、(先ほど裁判官の増員等について申し上げたのと同様に、)事件の動向等、裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、最高裁判所において不斷に検討されるべきものと認識。

○ 法務省としても、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応してまいりたい。

(参考1)

家庭裁判所調査官は、行動科学の専門家として、心理学、社会学、社会福祉学や教育学などの専門的な知識や面接技法を活用して、事件の当事者や関係者と面接するなどし、家庭をめぐる紛争の解決や非行をした少年の立ち直りに向けた方策を検討して、裁判官に報告することを主要な職務としている。

(参考2)

家庭裁判所調査官の現定員については、1596名。

【責任者：司法法制部司法法制課 丸山課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和3年4月6日(火) 参・法務委 山添 拓 議員(共産)

問 家事事件の増加・複雑化に加えて、今後、家族法制や親子法制に関する法改正等が想定されることからすれば、家庭裁判所調査官を増員することが必要ではないか、政府の立場から、法務大臣の所見を問う。

〔前提—裁判所の体制整備は最高裁判所の判断事項〕

○ (御指摘の) 家庭裁判所調査官の増員の必要性を含め、裁判所の体制整備の在り方については、事件の動向等、裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、最高裁判所において適切に判断されるべきものと考えている。

〔結論—最高裁判所からの立法依頼に応じ必要な協力を行う〕

○ したがって、例えば、今後、家庭裁判所調査官の調査の必要性が増加するような法改正がされ、家庭裁判所調査官の数が不足するような状況になれば、最高裁判所において、家庭裁判所調査官の定員を増員するための立法依頼がされるものと思料。

○ 法務省としても、そのような場合には、必要な協力をしている所存。」

(参考1)

家庭裁判所調査官は、行動科学の専門家として、心理学、社会学、社会福祉学や教育学などの専門的な知識や面接技法を活用して、事件の当事者や関係者と面接するなどし、家庭をめぐる紛争の解決や非行をした少年の立ち直りに向けた方策を検討して、裁判官に報告することを主要な職務としている。

(参考2)

家庭裁判所調査官の現定員については、1596名。

【責任者：司法法制部司法法制課 丸山課長 内線████ 携帯████】